

総務委員会会議録

1 日 時 平成26年 6月26日(木)

2 場 所 第3委員会室

3 開 会 午前 9時55分

4 閉 会 午前10時38分

5 出席者	委員長	山崎 恒男	副委員長	雪山 敏行
	委員	堀内 武治	委員	鈴木 正治
	〃	鷺山 喜久	〃	大石 勇
	〃	小沼 秀朗	〃	山本 裕三

当局側出席者	市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、 危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、 議会事務局長、水道部長、消防長、所管課長
事務局出席者	議事調査係 赤堀義幸

6 審査事項

- ・議案第65号 平成26年度掛川市一般会計補正予算(第2号)について
第1条 歳入歳出予算
歳出中 第13款 予備費
- ・議案第66号 掛川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第67号 掛川市税条例等の一部改正について
- ・議案第68号 掛川市火災予防条例の一部改正について
- ・閉会中継続調査の申し出事項 9項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成26年 6月26日

市議会議長 大石 與志登 様

総務委員長 山崎 恒男

7 会議の概要

平成26年6月26日（木）午前9時55分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

[9:58～10:37]

①議案第65号 平成26年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出中 第13款 予備費

歳出：第13款 予備費

[財政課、説明 9:58～10:00]

[質 疑]

○鈴木正治委員

補正後の予備費が1億1,000万円ほどとなるが、この補正から使う項目は何か。

●山本財政課長

今回の補正予算で追加した事業のなかで、予備費から財源を確保したものは、市の単独事業である。具体的には、ステンドグラス美術館の開館準備経費、中央図書館の駐車場入口を変更する事業費が主な内容である。

○鈴木正治委員

補正後、1億1,000万円ほどになるが、今後の使途が想定されているものがあるのか伺う。

●山本財政課長

今後、1億円余の使い道については、現在のところ、具体的に充てる計画は持っていないが、今後担当課から9月補正予算の内容が上がってきた時点で、財源について検討していく。

○雪山敏行副委員長

補正予算に計上されていないが、今年、前倒しで総合計画の基本構想が策定されると思うが、世の中が人口減少社会であるとか、東京一極集中であるとか、産業の方向が変わるなど、世の中大きく変わる中、以前市長から総合計画は手づくりでつくると伺ったが、有識者会議をつくれということではないが、さまざまな有識者の意見を聞いて将来の掛川市総合計画を作るべきだと考えているので、規定の予算のなかでできれば良いが、是非断続的にやっていただき、将来に過言を残さないような総合計画を策定していただきたい。

●松井三郎市長

今年度、構想を策定するということで、いろいろな専門家の意見、政策アドバイザーの意見聴きながらということであるが、国関係が自治体毎の指数を発表してきていることを踏まえると、ある面では新たなデータ、資料あるいは考え方が必要になる可能性もあるので、委員いわれるような状況になれば補正対応も考えていく。

○雪山敏行副委員長

総合計画策定の手順や日程等が決まっていればお示し願う。

●中山企画政策部長

審議会の委員を選定し、そこからスタートとすることになる。今年度中には構想を策定することによって目標を定めている。

○雪山敏行副委員長

構想を定めるということは、議会に基本構想を11月ないし2月の定例会へ出すという理解で良いか。

●中山企画政策部長

構想を2月の議会にお諮りする予定である。

○小沼秀朗委員

予備費の減額、1,800万円のうち中央図書館の駐車場入口を変更する事業費はいくらなのか。

- 山本財政課長
中央図書館の施設整備については、730万円を予定している。
- 小沼秀朗委員
ステンドグラス美術館の準備費はいくらか。
- 山本財政課長
ステンドグラス美術館の準備費に1,100万円を計上している。
- 山本裕三委員
図書館の730万円は、新しく設置する駐車機は1台いくらぐらいか。
- 山崎総務委員長
あとで担当課に聞いて下さい。これで質疑を終了する。

〔討 論 なし〕

〔採 決〕

議案第65号 平成26年度掛川市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出中 第13款 予備費の補正については

全会一致にて原案とおり可決

②議案第66号 掛川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

〔行政課、説明 10:07～10:12〕

〔質 疑 なし〕

〔討 論 なし〕

〔採 決〕

議案第66号 掛川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

③議案第67号 掛川市税条例等の一部改正について

〔市税課、説明 10:13～10:27〕

〔質 疑〕

- 鷺山喜久委員
議案書P32、法人税割の税率は9.7パーセントに引き下がったわけだが、平成24年度、平成25年度どちらを基準にしても良いが、全体の金額として掛川市に収入される額はどのぐらい減額になるのか。
- 深谷市税課長
去年を基準にすると、1億7,000万円ほど減額となる見込みである。
- 鷺山喜久委員
逆に軽自動車税の引き上げ案が出されているが、引き上がったことによる増収額はいくらか。
- 深谷市税課長
来年4月に引き上がる主なものは2輪車になる。約1,400万円ほど増収する見込みである。
- 山本裕三委員
議案書P32、恒久的施設とはどのようなものか。
- 深谷市税課長
恒久的施設とは、法人の各支店や事業所などである。

○山本裕三委員

それを含むということになるのか。これまでは、含まれてなかったのか。

●深谷市税課長

今までも含まれていたが、新たに定義づけをされたため、条文を改正した。

○雪山敏行副委員長

掛川市内に外国法人はどのくらいあるのか。

●深谷市税課長

市内に登録されている外国法人はない。

○雪山敏行副委員長

東日本大震災に係る雑損控除額等の特例が削除されるということだが、掛川市内に47条から48条までの控除を受けた人はどのくらいいたのか。

●深谷市税課長

対象となった方はなかったと思われる。

○山崎総務委員長

軽自動車税の値上げについて、例えば軽自動車4輪以上の自家用車では、7200円から10,800円になるということだが、いま登録してある車両は据え置き、新車登録するときに対象となる。14年経過したものについては、12,900円になる。いま現在使用している車は従来の税率で行くと聞いたが詳細説明願う。

●深谷市税課長

平成27年の4月1日以降に登録されるものについては、引き上げられた10,800円となる。いま登録されているものは据え置きとなるが、13年を経過すると翌年度から12,900円になるということである。

○山崎総務委員長

いま使用している車は、従来どおり13年経過するまでは7,200円の軽自動車税、来年4月以降に新車登録された場合は10,800円の軽自動車税が掛かるという理解でよいのか。

●深谷市税課長

そのとおりである。

〔討 論〕

○鷲山喜久委員

議案第67号に反対の立場から討論する。法改正によって地方の条例を改正することは理解しているが、実際に適用されるのは市民である。内容をみると法人税は下がるが、軽自動車税は上がると、片方では税率を引き上げ、片方では引き下げるわけであるから、審査するに大変厳しい内容であるが、私は市民の立場に立って、軽自動車税が上がることに對しては「反対」ということで反対の討論とさせていただく。

〔採 決〕

議案第67号 掛川市税条例等の一部改正については

賛成多数にて原案とおり可決

④議案第68号 掛川市火災予防条例の一部改正について

〔消防予防課、説明 10:27～10:36〕

〔質 疑〕

○雪山敏行副委員長

「多数の者」という表現があるが、多数とはどのくらいを示すのか。

●大石和博消防次長

「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集まることにより、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、例示で説明したような祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを目指すものであり、集まる者の範囲が近親者によるバ

一ベキュー、幼稚園や小学校で父母が行う餅つき大会や相互に面識がある者が参加する地区の納涼祭などは対象外となる。そうしたことから、今回の条例の対象となる事案とし、3月の大東土方地区の高天神例大祭、4月の大須賀横須賀地区の三熊野神社大祭、7月のつま恋のイベント、8月の掛川納涼まつりや大東地区のストリートパフォーマンス、9月の掛川日坂地区の事任八幡宮祭り、10月の掛川祭りなどが該当するイベントと考えている。

○山本裕三委員

露天を出店する場合、1店舗につき1本の消火器が必要なのか。

●大石和博消防次長

基本的には1店舗に1本の消火器である。消火器の大きさについては決めていないが、火気を使用する出店者に限られている。

○鷺山喜久委員

議案書のP44、改正後の第26条の10号、P45の第64条の6号に「多数の者の集合」とあるが、この多数とはどのくらいの人数を示しているのか。

●大石和博消防次長

人数を示すことは難しいが、先ほど申しあげた催しを想定している。

○鷺山喜久委員

裁判になったときには、この多数という微妙な表現が焦点になるのではないかと想着て質問させていただいた。答弁は結構である。

○鈴木正治委員

罰則規定はないのか。罰則規定があればその辺が関係してくると思うがいかがか。

●大石和博消防次長

今回、福知山の火災があったイベント規模は、10万人から11万人程度が集まり、露天が150店舗出店された。次回、9月定例会に罰則規定を盛り込んだ条例改正を予定している。罰則規定を設けるには検察庁との協議が必要であるため、時間的に今回の条例改正に間に合わなかった。

○大石 勇委員

商工会や実行委員会が主催するイベントが多いと思うが、消火器の設置や有効期限等について、主催者がチェックをしていくことになるのか。

●大石和博消防次長

去年の災害以降のイベントについては、事前に消防署から主催者側に消火器を設置するようお願いしている。また、露天商についてもお願いし、昨年8月から設置していただいている。特に露天商は商売であるので確実に設置していただけているが、商工会等は危機感がないところがあるので、消防署が立ち入りをして指導しながら事故がないように努めている。

〔討 論 なし〕

〔採 決〕

議案第68号 掛川市火災予防条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 9項目

閉会中継続調査申し出事項 9項目で了承

5) 閉会 10:38